

2020年9月1日

新設分割にかかる事後備置書類  
(会社法第811条第1項第1号および会社法施行規則第209条に基づく開示事項)

東京都新宿区西新宿七丁目20番1号  
株式会社明光ネットワークジャパン  
代表取締役 山下 一仁

株式会社明光ネットワークジャパン（以下「当社」といいます）は、2020年7月31日付新設分割計画書に基づき、2020年9月1日を効力発生日として、当社の明光義塾事業の一部を新たに設立する株式会社One link（以下「新会社」といいます）に継承させる新設分割（以下「本件新設分割」といいます）を行いました。

当社が、会社法第811条第1項第1号および会社法施行規則第209条の定めるところにより、開示すべき事項は以下のとおりです。

記

1. 本件新設分割が効力を生じた日（会社法施行規則第209条第1号）

2020年9月1日

2. 会社法第805条の2の規定による請求に係る手続の経過（会社法施行規則第209条第2号）

本件新設分割は、会社法第805条に基づく簡易新設分割に該当し、会社法第805条の2但書に定める場合に該当するため、差止請求に係る手続は、実施していません。

3. 会社法第806条及び第808条の規定並びに第810条の規定による手続の経過（会社法施行規則第209条第3号）

(1) 反対株主の株式買取請求手続

本件新設分割は、会社法第805条に基づく簡易新設分割に該当し、同法第806条の適用がありませんので、反対株主の株式買取請求に関する手続は、実施していません。

(2) 新株予約権買取請求手続

本件新設分割において、会社法第808条第1項第2号の要件を満たす新株予約権は、ありませんので、新株予約権買取請求に関する手続は実施していません。

(3) 債権者異議手続

本件新設分割において、当社は、本件新設分割により新設分割設立会社に承継される債務すべてについて重疊的債務引受をしておりますので、会社法第810条第2項及び第3項による債権者異議手続は実施していません。

4. 本件新設分割により新設分割設立会社が当社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第209条第4号）

新設分割設立会社は、2020年9月1日をもって、新設分割計画書に記載された、当社の明光義塾事業の一部に付随する資産、債務その他の権利義務を承継しました。

5. その他本件新設分割に関する重要な事項（会社法施行規則第209条第5号）  
該当する事項はありません。

以上